官民境界立会申請について

公共用地との境界確認は申請時点の正確な資料を基に合理的な確認をしなければ

なりません。そのため、少なくとも次の添付資料が必要です。

※民民の境界立会は行いません。

【申請について】公共用地(施設)は、管理者が異なります。

建設課において立ち会う用地は町道、里道、水路(所有者：大野町の物件)

その他においては管理者(県、揖東土地改良区、その他)へお問い合わせ下さい。

【添付書類】

１ 現地案内図(住宅地図等)

２ 公図の写し(法務局備え付けの地図)

３ 測量図(関係土地の測量図、地積測量図等)

４ 関係土地所有者一覧図

申請土地の両隣及び公共用地をはさむ反対側の土地について法務局の登記簿に基づき

調査作成してください。

５ 現況図(仮測量図、平面図、断面図)

６ その他境界が確認できる資料

【注意事項】

境界杭など「目印」となるものは、あらかじめ明らかにしておいて下さい。

対側地の立会については、要協議とします。

※以下の場合や町長が適当と認める場合を除き、原則立会をお願いします。

①土地区画整理事業、土地改良事業及び国土調査法に基づく地籍調査が完了している地域

②公共物管理者の保有する資料や現況構造物等により、境界が明確な場合

③過去において、対側地の境界確定が完了している場合

【土地家屋調査士の方へのお願い】

調査士の方においては、事前協議(仮測量終了時点)をお願いします。

境界立会終了後、土地立会確認書及び確定測量図の提出をお願いします。

確定測量図には復元が可能な点(引照点、基準点等)の写真を添付願います。

|  |
| --- |
| 【お問い合わせ先】  大野町役場 産業建設部 建設課 (管理係)  TEL：０５８５－３４－１１１１ |